

三田市職員定数条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 559人</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 7人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 5人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 3人</p> <p>(5) 公平委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>(6) 農業委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(7) 固定資産評価審査委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>(8) 消防機関の職員 115人</p> <p>(9) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員 130人</p> <p>(10) 水道事業の事務部局の職員 34人</p> <p>(11) 病院事業の事務部局の職員 <u>385人</u></p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条 省略 (職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 559人</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 7人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 5人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 3人</p> <p>(5) 公平委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>(6) 農業委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(7) 固定資産評価審査委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>(8) 消防機関の職員 115人</p> <p>(9) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員 130人</p> <p>(10) 水道事業の事務部局の職員 34人</p> <p>(11) 病院事業の事務部局の職員 <u>411人</u></p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>